

「令和8年度豊築地域共通ブランド商品開発業務に係る業務委託」
企画提案公募実施要領

福岡県では、県境地域プロモーションの一環として、豊前市・吉富町・上毛町・築上町の豊築地域の関係市町が連携した共通ブランド商品を開発することにより、豊築地域のブランド力を向上することを目的として、豊築地域共通ブランド商品の開発を業務委託により実施する予定である。その業務の受託者を選定するための企画提案公募を、以下に基づき実施することとする。

本公募要領は、本企画提案公募に参加しようとする事業者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は、以下の事項を踏まえた上で、公募に参加するものとする。

1 委託業務名

令和8年度豊築地域共通ブランド商品開発業務

2 委託業務の内容

別紙「委託仕様書（案）」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 予算規模

2,640千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

以下の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ当該委託業務の円滑な遂行が可能な事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、破産手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

6 企画提案公募スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和8年5月13日（水） |
| (2) 企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和8年5月20日（水）17時 |
| (3) 企画提案公募に関する質問への回答 | 令和8年5月22日（金）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年5月27日（水）17時 |
| (5) 委託候補事業者の決定 | 令和8年6月上旬予定 |
| (6) 委託契約締結 | 令和8年6月中旬予定 |

7 企画提案公募に関する質問

(1) 質問受付

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、別紙「質問票」(様式第1号)に必要な事項を記入の上、下記により提出すること。

なお、提出期限を過ぎた質問、電話や口頭による質問は受け付けない。

①受付期限 令和8年5月20日(水) 17時まで

②提出方法 電子メール

③提出先 福岡県市町村・地域振興部 市町村政策支援課 地域政策第5班 藤尾

E-mail : keichiku05@pref.fukuoka.lg.jp

※メール送信の際は、件名に「令和8年度豊築地域共通ブランド商品開発業務に関する質問票」と記した上で送信してください。

(2) 質問に対する回答

令和8年5月22日(金)を目途に福岡県のホームページにて公開する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがあるなど、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
①企画提案応募書(様式第2号)	1部
②企画提案者概要(様式第3号)及び提案者の組織体制、経営状況、事業内容が分かるもの(任意様式、事業者パンフレット可)	10部
③企画提案書(任意様式) A4片面印刷(縦置き・横置きいずれも可) 作成にあたっては、別紙「企画提案書作成要領」を参照のこと。	10部

(2) 提出期限 令和8年5月27日(水) 17時まで ※必着

(3) 提出方法 持参又は郵送 ※併せてメールにて提出すること。

(4) 提出先 福岡県市町村・地域振興部 市町村政策支援課 地域政策第5班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁9階

E-mail : keichiku05@pref.fukuoka.lg.jp

(5) その他

①提出書類は、委託候補事業者の選定にのみ使用する。

②提出書類の作成に要した費用、その他参加に要した費用は、提案者の負担とする。

③提案者が参加資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案者はそのことをもって非選定となることがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

④提出書類は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。

9 委託候補事業者の選定

福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課に設置する「令和8年度豊築地域共通ブランド商品開発業務受託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。プレゼンテーションは実施しないが、提案書の内容について個別にヒアリングを行う場合がある。なお、企画提案者が1事業者のみだった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

10 選定・非選定結果の通知方法

選定委員会を経て委託候補事業者を決定した時は、参加事業者全員に対し令和8年6月中旬を目途に文書にて通知する。

なお、受託候補者名のみを福岡県のホームページで公表する。

11 委託契約について

- (1) 契約にあたっては、委託候補事業者と具体的な委託業務内容などについて協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。
- (2) 委託業務内容は、委託候補事業者が提出した企画提案書を基本とするが、契約協議の過程で、内容の一部変更を求めることがある。
- (3) 契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とする。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

- (5) 契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年規則第23号）第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めることとする。

なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還する。

また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したときや、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年以内に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは、契約保証金が減免される場合がある。

12 問合せ先

福岡県市町村・地域振興部 市町村政策支援課 地域政策第5班

担当：藤尾

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3178

E-mail：keichiku05@pref.fukuoka.lg.jp